
資料 3 : 報告資料

3(2) 前提条件の整理【市の方針】

前提条件の整理【市の方針】（ミニマムスタンダード）

●整備の時期 **事業スケジュール**

- 一刻も早い再整備が必要です
- およそ5年以内に、現状を改善することを目標としています

●清水庁舎の設置場所 **まちづくり方針/場所**

- 清水のまちづくり方針(関連計画)により、清水庁舎は清水都心地区に設置する必要があります
- 現計画では、清水庁舎を江尻エリアに移転することで、同エリア発展の第一歩となると考えていました

●整備パターン比較時の庁舎規模 **規模**

- 現清水庁舎の機能を継続するためには、19,700㎡の面積を確保する必要があります
- 清水庁舎単体で、19,700㎡の全ての面積を確保する必要はありません

●本庁集約方針と分散 **職員配置/規模/機能分散**

- 本庁組織は、原則、静岡庁舎に集約して配置することが望ましいとしています
- 現時点では、機能の物理的集約が、市民利便性と業務効率等の向上に資するものと考えています

前提条件の整理【市の方針】（ミニマムスタンダード）

●清水庁舎の目標使用年数 **コスト**

- 現計画の整備パターン検討時は、その全て(移転建替え・現地建替え・大規模改修)のパターンで、「建築物のライフサイクルコスト/国土交通省大臣官房営繕部監修」で設定されている庁舎用途（65年）を目標使用年数に採用しました
- アセットマネジメント基本方針（R4.3改訂）では、鉄骨鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を60～80年で設定するとしています

●清水庁舎に求められる基本的な防災機能 **防災拠点**

- 災害対策本部清水区本部の設置
 - ▶ 災害発生後は、民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援窓口など）で、中心的な役割を果たします
- 津波避難ビルの指定
 - ▶ 津波避難ビル（津波緊急避難場所）の指定を受けます
- 耐震性能ランク：Ia（※）
 - ▶ 市庁舎は、耐震性能ランクをIaとする必要があります

（※）静岡県の耐震判定基準で「耐震性能が優れている建物」「軽微な被害に留まり、地震後も建物を継続使用できる」とされる性能